

# 矢巾町地球温暖化対策実行計画

## 《事務事業編》



令和2年4月  
矢巾町

# 目 次

1	計画策定の背景	
(1)	気候変動の影響	1
(2)	国際的な動向	1
(3)	国内の動向	1
2	計画の基本的事項	
(1)	計画の目的	2
(2)	計画の位置づけ	3
(3)	計画の範囲	3
(4)	計画対象とする温室効果ガス	5
(5)	計画期間及び基準年度	6
3	温室効果ガス排出量の現状	
(1)	温室効果ガス排出量の算定方法	6
(2)	温室効果ガス排出量の現状	9
4	実行計画の目標と取組	
(1)	温室効果ガス排出量削減目標	14
(2)	目標達成に向けた具体的な取組	14
5	計画の推進	
(1)	推進体制	17
(2)	点検・評価・見直し・公表の手順	18
	用語解説	19
	参考資料	22

## 1 計画策定の背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、近年世界中で起こっている強い台風や集中豪雨、干ばつなどの気象現象も、人間の活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加によって引き起こされていると考えられております。

わが国においても、ここ数世紀の間に産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出され、異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されており、低炭素社会の実現に向けた取組が強く求められています。

### (2) 国際的な動向

国際的な動きとしては、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築され、2020年以降すべての国が温室効果ガス排出量目標を設定し、その達成に向けて対策を講じていくことが合意されました。

しかし、2017年6月にアメリカが「パリ協定」からの離脱を宣言、2019年12月には正式に国連に通告し、2020年11月に離脱することになりました。

2019年12月には、国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）がスペイン・マドリッドにおいて開催され、パリ協定6条（市場メカニズム）の実施指針の交渉等が行われました。

### (3) 国内の動向

わが国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年5月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、国内の排出削減・吸収量の確保により、わが国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で

26.0%減（2005年度比で25.4%）の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組むことと示されました。

このほか、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪の関係であり、二つを礎に進めて行く必要があることをふまえ、気候変動適応法が2018年に制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化防止のため、町の事務・事業に伴って排出される温室効果ガス排出量などの現状を把握し、温室効果ガス排出削減の目標値及び、それを達成するための取組方法について規定し、率先して地球温暖化の対策の推進を図ることを目的とします。

#### 【参考】

地球温暖化対策の推進に関する法律 <抜粋>

(地方公共団体実行計画等)

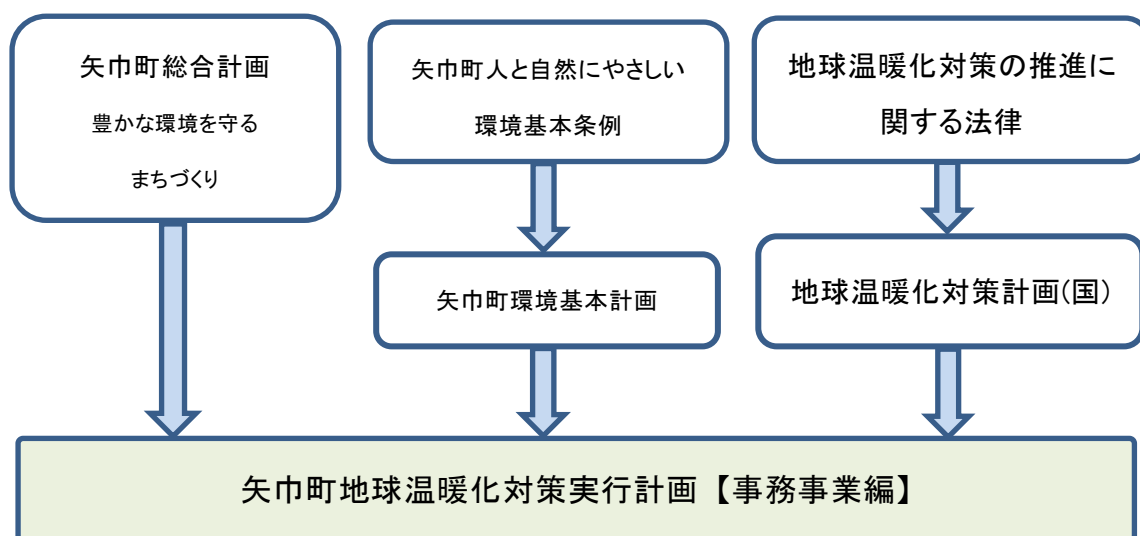
第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

## (2) 計画の位置づけ

矢巾町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法に基づき策定するもので、町政の最上位計画である矢巾町総合計画、町の環境の保全と創造に関する施策の方向性を示す矢巾町環境基本計画の下位計画に位置付けられます。町の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を削減するための取組について定め、総合計画及び環境基本計画との整合、連携を図ります。



## (3) 計画の範囲

### ア 計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象は、地方自治法に定められたすべての行政事務であり、町の職員が直接実施する事務事業を対象とします。他機関へ出向している職員を除いたすべてを対象とし、指定管理委託している施設の職員にも協力いただくこととします。

### イ 計画対象とする組織・施設の範囲

本計画では、町の事務事業を行うすべての施設や組織を対象とします。なお、指定管理者制度の取り扱いについては、環境省が示した「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」に基づき対象施設に加えます。

## ウ 計画対象施設

対象とする施設・指定管理施設
役場庁舎
矢巾町保健福祉交流センター、旧保健センター
保育園・児童館 煙山保育園、徳田児童館・煙山児童館・不動児童館・矢巾東児童館
観光・産業関連施設等 矢巾町国民保養センター、矢巾町農村環境改善センター、矢巾地区農業構造改善センター、煙山ダム管理事務所、矢巾町営キャンプ場、矢巾勤労者共同福祉センター
矢巾町活動交流センター（やはばーく）
上下水道施設 東部浄水場、西部浄水場、東部配水場、取水井、公共下水道ポンプ施設、農業集落排水ポンプ施設、西郷浄化センター、間野々浄化センター、不動浄化センター、下赤林浄化センター
消防・防災関連施設 防災倉庫、交通指導隊車庫
学校施設等 徳田小学校、煙山小学校、不動小学校、矢巾東小学校、矢巾中学校、矢巾北中学校、矢巾町学校給食共同調理場
文化施設・体育施設等 矢巾町公民館、矢巾町歴史民俗資料館、矢巾町文化会館、矢巾町民総合体育館、矢巾町総合グラウンド、かっこうグラウンド
矢巾斎苑

※指定管理施設については、基準年度である平成 30（2018）年度時点のものを対象とする。

#### (4) 計画対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた7種類の温室効果ガスと、それに係る活動内容の区分は次のとおりです。

本計画で対象とする温室効果ガスの種類は、下記のうち町の事務・事業で発生量の割合の高い二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)とします。

##### 【温室効果ガスの種類】

温室効果ガスの種類	排出する活動、発生源	計画対象
二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。	○
メタン CH <sub>4</sub>	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立て等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等、廃棄物の埋立て等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン HFC	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	
パーフルオロカーボン類 PFC	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される	
六ふつ化硫黄 SF <sub>6</sub>	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造時に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出される。	
三ふつ化窒素 NF <sub>3</sub>	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	

## (5) 計画期間及び基準年度

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。基準年度は平成 30（2018）年度とします。

基準年度：各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、独自に設定する年度

## 3 温室効果ガス排出量の現状

### (1) 温室効果ガス排出量の算定方法

#### ア 事務・事業の範囲における温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガスの排出量は、温室効果ガスを排出させる活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより求められます。（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 3 条第 1 号）

活動区分ごとの排出量は、算定期間における活動量に排出係数を乗じることにより得られます。

温室効果ガス総排出量は、各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ、これを合算することにより求められます。

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \text{活動量の合計} \times \text{排出係数}$$

#### イ 地球温暖化係数

施行令第 4 条に地球温暖化係数が定められております。主な温暖化効果ガスの地球温暖化係数を下記に示します。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	1
メタン CH <sub>4</sub>	2.5
一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	29.8

【 地球温暖化係数 AR4 GWP100 】

地球温暖化係数とは、温室効果ガスについて、温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素を基準として表したもので、メタンは二酸化炭素の 2.5 倍、一酸化二窒素は



298 倍となります。

## ウ 排出係数

排出係数は、施行令第3条第1項に定められており、各燃料の排出係数は次のとおりとなります。

### ①二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

a 燃料の使用に伴う排出量＝燃料使用量×排出係数

燃 料	排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
灯油	2.49 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
軽油	2.58 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
A重油	2.71 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
L P G	3.00 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ

b 電気の使用に伴う排出量＝電気事業者ごとの排出係数×電気使用量

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により、「温室効果ガスの排出」の定義に、「他人から供給された電気を使用すること」が含まれており、自ら発電して使用した電気は算定の対象になりません。

算定方法は、算定期間内に購入・使用した電力量に、排出係数を乗じて算定します。電気を供給する事業者により単位発電量当りのCO<sub>2</sub>の排出量が異なるため、電気事業者ごとに区分して集計し、対応する排出係数をそれぞれ乗じて排出量を算定します。

### ②メタン (CH<sub>4</sub>)

a 自動車の走行に伴う排出量＝総走行距離×排出係数

		排出係数
ガソリン・LP ガスを燃料とする乗用車		0.000010 kg-CH <sub>4</sub> /km
ガソリンを燃 料とする	バス	0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km
	軽自動車	0.000010 kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通貨物車	0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km
	小型貨物車	0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km

ガソリンを燃料とする	軽貨物車	0.000011 kg-CH <sub>4</sub> /km
	特殊用途車	0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km
軽油を燃料とする	乗用車	0.000002 kg-CH <sub>4</sub> /km
	バス	0.000017 kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通貨物車	0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km
	小型貨物車	0.0000076 kg-CH <sub>4</sub> /km
	特殊用途車	0.000013 kg-CH <sub>4</sub> /km

③一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

a 自動車の走行に伴う排出量＝総走行距離×排出係数

		排出係数
ガソリン LP ガスを燃料とする乗用車		0.000029 kg- N <sub>2</sub> O/km
ガソリンを燃料とする	バス	0.000041 kg- N <sub>2</sub> O/km
	軽自動車	0.000022 kg- N <sub>2</sub> O/km
	普通貨物車	0.000039 kg- N <sub>2</sub> O/km
	小型貨物車	0.000026 kg- N <sub>2</sub> O/km
	軽貨物車	0.000022 kg- N <sub>2</sub> O/km
	特殊用途車	0.000035 kg- N <sub>2</sub> O/km
		排出係数
軽油を燃料とする	乗用車	0.000007 kg- N <sub>2</sub> O/km
	バス	0.000025 kg- N <sub>2</sub> O/km
	普通貨物車	0.000014 kg- N <sub>2</sub> O/km
	小型貨物車	0.000009 kg- N <sub>2</sub> O/km
	特殊用途車	0.000025 kg- N <sub>2</sub> O/km

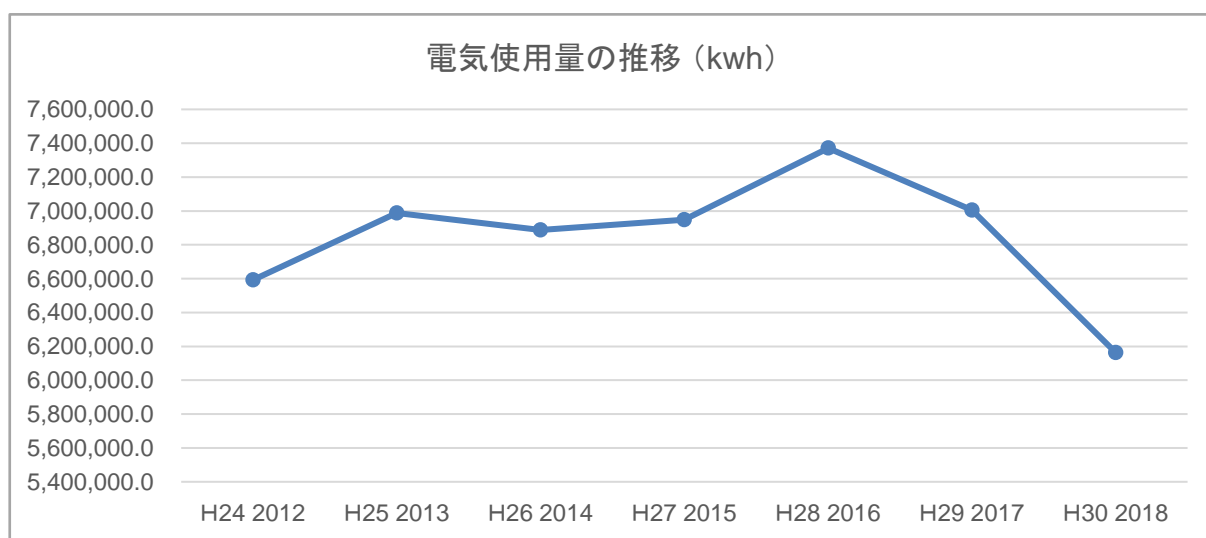
## (2) 温室効果ガス排出量の現状

### ア 燃料使用量等の年度別使用状況

町の事務事業によって使用した燃料使用量について、平成 24（2012）年度から平成 30（2018）年度までの状況を表にすると下記のとおりとなります。

	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
ガソリン ℓ	15,822.2	14,022.3	13,140.0	12,872.6	14,509.7	15,639.8	14,731.4
灯油 ℓ	222,205.0	138,141.7	141,395.4	195,744.2	216,658.2	222,769.6	210,775.9
軽油 ℓ	35,282.5	24,596.5	23,074.7	18,686.4	18,806.3	32,681.1	17,400.8
A重油 ℓ	251,198.0	234,948.0	224,250.0	226,040.0	238,000.0	232,201.0	171,287.0
ガス m <sup>3</sup>	6,205.3	5,137.2	5,577.6	7,690.3	7,305.7	7,165.6	6,705.2
電気 kwh	6,593,104.0	6,988,665.0	6,886,684.0	6,948,956.0	7,370,863.7	7,003,865.0	6,163,483.9

太陽光発電設備、LED照明の導入などにより使用量が大きく変化した「電気」に着目しグラフにすると下記のとおりになります。平成 30 年度（2018）年度は、一番使用量の多い平成 28（2016）年度と比較して約 16%減少しております。



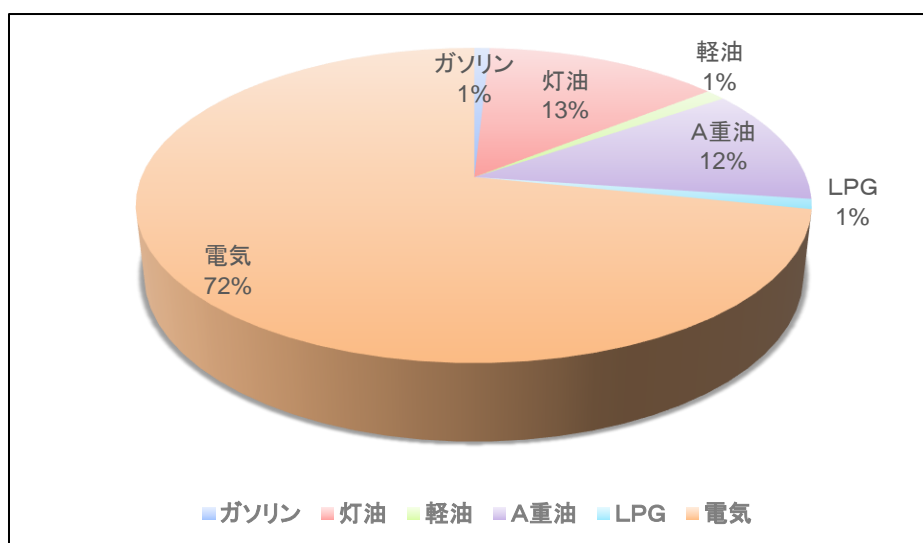
## イ 基準年度における二酸化炭素排出量の状況

平成 30 (2019) 年度における矢巾町の事務事業に係る温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で 3,922,112 kg-CO<sub>2</sub> となります。

項目	単位	使用量	二酸化炭素排出量 (単位：kg-CO <sub>2</sub> )	二酸化炭素 排出量の割合
ガソリンの使用	ℓ	14,731.4	34,201.3	0.87%
灯油の使用	ℓ	210,775.9	524,723.1	13.38%
軽油の使用	ℓ	17,400.8	44,980.4	1.15%
A重油の使用	ℓ	171,287.0	464,124.4	11.83%
LPGの使用	m <sup>3</sup>	6,7015.2	40,015.3	1.02%
電気の使用	kWh	6,163,483.9	2,814,067.2	71.75%
基準年度排出量			3,922,111.7	

矢巾町の平成 30 (2019) 年度における二酸化炭素総排出量を燃料等項目別の割合にしてみると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約 72% を占め、暖房用燃料の A 重油の使用によるものが 12%、灯油の使用によるものが 13% となり、この 3 種類で排出量の大半を占めています。

### ○平成 30 年度燃料別二酸化炭素排出割合



## ウ 年度別二酸化炭素排出量

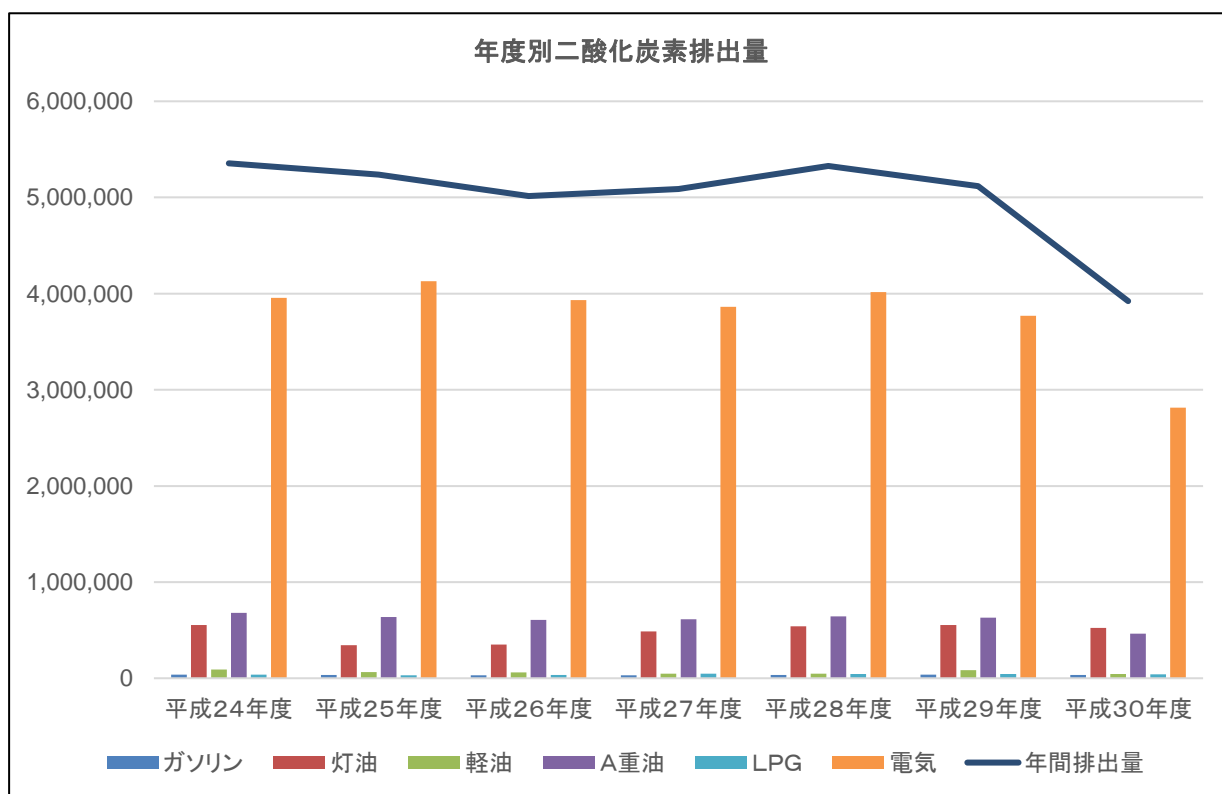
平成 24（2012）年度から平成 30（2018）年度までの二酸化炭素排出量は、下表のとおりとなります。

電気使用量の大幅減に伴い、二酸化炭素排出量も減少していることがわかります。

### ○二酸化炭素排出量

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

項目	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
ガソリン	36,734	32,555	30,507	29,886	33,687	37,430	34,201
灯油	553,176	343,901	352,001	487,302	539,367	554,581	524,723
軽油	91,462	63,581	59,647	48,304	48,614	84,479	44,980
A重油	680,654	636,622	607,635	612,485	644,892	629,179	464,124
LPG	37,032	30,658	33,286	45,894	43,599	42,763	40,015
電気	3,955,862	4,130,301	3,932,297	3,863,620	4,017,121	3,768,432	2,814,068
年間排出量	5,354,920	5,237,618	5,015,373	5,087,491	5,327,280	5,116,864	3,922,111



## エ 自動車の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素排出量

自動車の走行に係るメタン(CH<sub>4</sub>)及び一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)について、平成30(2018)年度時点で走行距離の記録が取れた公用車等33台分の状況を参考として示します。

### ○平成30年度自動車の走行に伴うメタン排出量の状況

#### メタン CH<sub>4</sub>

種 類		走行距離 km	排出係数	排出量	単 位
ガソリンLPG	乗用車	84,073.0	0.000010	0.84073	kg-CH <sub>4</sub> /km
ガソリン	バス	0.0	0.000035	0	kg-CH <sub>4</sub> /km
	軽自動車	71,961.0	0.000010	0.71961	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通貨物車	0.0	0.000035	0	kg-CH <sub>4</sub> /km
	小型貨物車	0.0	0.000015	0	kg-CH <sub>4</sub> /km
	軽貨物車	21,264.0	0.000011	0.233904	kg-CH <sub>4</sub> /km
	特種用途車	0.0	0.000035	0	kg-CH <sub>4</sub> /km
ディーゼル	乗用車	12,202.0	0.000002	0.024404	kg-CH <sub>4</sub> /km
	バス	42,100.0	0.000017	0.7157	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通貨物車	0.0	0.000015	0	kg-CH <sub>4</sub> /km
	小型貨物車	0.0	0.0000076	0	kg-CH <sub>4</sub> /km
	特種用途車	144.0	0.000013	0.001872	kg-CH <sub>4</sub> /km
<b>排出量合計</b>				<b>2.53622</b>	kg-CH <sub>4</sub> /km

### ○平成30年度自動車の走行に伴う一酸化二窒素排出量の状況

#### 一酸化二窒素 N<sub>2</sub>O

種 類		走行距離 km	排出係数	排出量	単 位
ガソリンLPG	乗用車	84,073.0	0.000029	2.438117	kg-N <sub>2</sub> O/km
ガソリン	バス	0.0	0.000041	0	kg-N <sub>2</sub> O/km
	軽自動車	71,961.0	0.000022	1.583142	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通貨物車	0.0	0.000039	0	kg-N <sub>2</sub> O/km
	小型貨物車	0.0	0.000026	0	kg-N <sub>2</sub> O/km
	軽貨物車	21,264.0	0.000022	0.467808	kg-N <sub>2</sub> O/km

	特種用途車	0.0	0.000035	0	kg-N20/km
種 類		走行距離 km	排出係数	排出量	単 位
ディーゼル	乗用車	12,202.0	0.000007	0.085414	kg-N20/km
	バス	42,100.0	0.000025	1.0525	kg-N20/km
	普通貨物車	0.0	0.000014	0	kg-N20/km
	小型貨物車	0.0	0.000009	0	kg-N20/km
	特種用途車	144.0	0.000025	0.0036	kg-N20/km
排出量合計				5.630581	

自動車等の走行については、事業用としてリースまたはレンタル車両を使用する場合もあり、対象車両が変動するため、本計画では自動車の走行に係るメタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）を実行目標の対象としませんが、事業を実施するうえで不要な走行を行わないよう、各職員が留意し、温暖化効果ガスの排出を抑制することとします。

## 4 実行計画の目標と取組

### (1) 温室効果ガス排出量削減目標

町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量を、令和 6 (2024) 年度までに平成 30 (2018) 年度比で **8 パーセント削減**することを目標といたします。

対象とする 温室効果ガス	基準年度排出量 平成 30(2018)年度	削減目標 (%)	目標年度排出量 令和 6(2024) 年度
二酸化炭素 CO2	3, 922, 112 kg-CO2	8 %	3, 608, 343 kg-CO2

### (2) 目標達成に向けた具体的な取組

町の事務事業における温室効果ガス排出量のほとんどが電気、重油及び灯油の使用等によるものであるため、排出削減への取組み内容としては、エネルギー使用量の削減を中心に、エコオフィス活動など、実行すべき取組み内容について全職員が共通認識をもち、実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

#### 各主体の役割

##### ■ 市町村の役割

- ・ 住民、事業者、地域活動団体等に最も身近な主体として、地球温暖化対策を推進するための地域特性に配慮した仕組みづくりや、普及啓発、情報提供の充実に努めます。
- ・ 自らの事務、事業に関し温室効果ガスの排出抑制等に関する計画を策定し、施策を実施します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した公共施設の整備に努めます。

(参考：岩手県地球温暖化対策実行計画改訂版 P96)

職場単位、施設管理者、職員一人一人が事務事業において取り組む省エネ・省資源、エコオフィス活動については、それぞれ次の取組内容に率先して取り組むこととします。



## 省エネルギー行動の具体的な取組内容

### ●電気・燃料等使用量削減

#### ○照明・電気製品等

- ・OA機器（パソコン、コピー機、プリンター等）は省エネモードを使用します。
- ・長時間使用しない電気機器はコンセントからプラグを抜いておきます。
- ・エレベーターの使用は、業務に支障のない範囲で控えます。
- ・昼休み時間は、窓口業務に支障のない範囲で部分消灯します。
- ・適正な事務分担と効率的、計画的な事務事業執行により残業時間を減らします。
- ・残業を必要最小限にとどめ、時間外勤務の削減に努めます。
- ・時間外の勤務の際は、職員がいない場所など必要のない場所は消灯します。
- ・会議室、トイレ、倉庫等を使用した後は、完全に消灯します。
- ・電気ポットの使用はできるだけ控え、必要な場合は電気の使用量を考慮しながら使用します。

#### ○エアコン、給湯器等

- ・気候、天候に応じて、クールビズ・ウォームビズに取り組みます。
- ・冷房の設定温度は、「矢巾町役場庁舎冷房機器稼働基準」（平成28年8月策定）に基づき設定します。暖房の設定温度は、環境省の推奨する室温20℃を目安とします。設定の際は、実際の環境条件などを勘案します。
- ・空調使用時は、窓を閉め、ブラインドを活用するなど、温度を調整します。
- ・給湯器については適温管理をします。
- ・光熱水費について、使用状況を把握しながら、各自節約に努めます。

#### 矢巾町役場庁舎冷房機器稼働基準（一部抜粋）

##### ② エアコンの稼働基準について

- i 天気予報で最高気温28℃以上が予想される日において、事務室内の温湿度計で計測して、気温28℃以上又は湿度60%以上を目安にエアコンを稼働します。

##### ③ 各フロアの稼働について

- i 来庁者が多い1階の事務室を優先して稼働します。

## ○公用車の使用に関すること

- ・燃料使用量、走行距離等を記録把握し、適正使用をします。
- ・管外出張には、公共交通機関の利用に努めます。
- ・制限、経済速度の走行を厳守します。
- ・過度のエアコン利用は控えます。
- ・エコドライブ（アイドリングストップ、空ぶかし、急発進をしない、早目のアクセルオフなど）に取り組みます。
- ・暖機運転する場合は、適切な時間で行います。
- ・同一目的地、同方向の移動には、乗り合いを励行します。
- ・タイヤの空気圧チェックを行い燃費の悪化を防ぎます。
- ・車内を整理整頓し、不要なものは積載しません。
- ・電気自動車の導入を促進します。

## ●リサイクル・省資源の推進

### ○紙使用量の削減

- ・用紙の使用については、両面コピー、印刷を実施します。
- ・機密内容でないミスコピーなどの裏面利用を積極的に行います。
- ・会議資料、印刷物は予備分を含めた必要部数を印刷するように努めます。
- ・町民への配布物は、できるだけ広報紙掲載、班回覧にするなど、紙の使用量を控えるよう努めます。
- ・ホームページによる情報提供等に努めます。
- ・庁内LANを活用した回覧機能、電子メールを使用し、紙の使用を控えます。

### ○グリーン購入

- ・封筒、冊子、パンフレット、資料などの印刷物については、古紙配合率70%以上の再生紙を使用します。
- ・事務用品は、エコマークやグリーンマークなどが表示された環境負荷の少ない製品を購入するよう努めます。
- ・作業服等は、再生ペット樹脂使用の製品を使用します。
- ・環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入します。

### ○廃棄物の減量・3Rの取組

- ・ごみの発生抑制を第一とする3Rを推進し、「分別でごみ削減」、「使えるものは再利用」、「資源として再生」をモットーにしたリサイクル活動により、ごみをごみとして出さないことで、ごみの焼却による二酸化炭素の排出量を削減します。
- ・資源物拠点回収の実施、分別ボックス設置で、徹底して資源化に取り組みます。
- ・不要になった備品等は移管し、庁内または関連施設において再利用するなど、物品等の長期使用を心がけます。

### ○施設・設備等の環境配慮

- ・施設の新増設や改修に際しては、省エネルギー設計、太陽光発電などの温室効果ガス削減に資する設備を導入します。
- ・公用車の更新の際は、低燃費車、低公害車など環境にやさしい自動車の導入に努めます。
- ・施設照明、街路灯の設置更新の際は、LEDなど消費電力の少ない照明機器を導入します。
- ・公園や公共施設における緑化を推進します。

## 5 計画の推進

### (1) 推進体制

本計画の目標に向けた取り組みを実行するため、庁内全体及び計画対象施設において取り組むこととします。

町内小中学校、指定管理施設の職員についても、同様に省エネ活動を推進することといたします。

#### ア 事務局

計画推進、環境管理の事務局を町民環境課環境係とし、各課等で集計した燃料等使用量調査結果をまとめ、二酸化炭素等の排出量の把握及び取組状況の取りまとめを行い、計画の見直し、評価を行います。

## イ 各所属の温暖化対策推進担当者

各組織内の課長補佐等の職員を、本計画における温暖化対策推進の担当者とし、各課等における職員への計画内容の周知、取組内容の啓発を行い、各課、担当施設における燃料等使用量の調査及び報告を行います。

## ウ 職員・施設職員

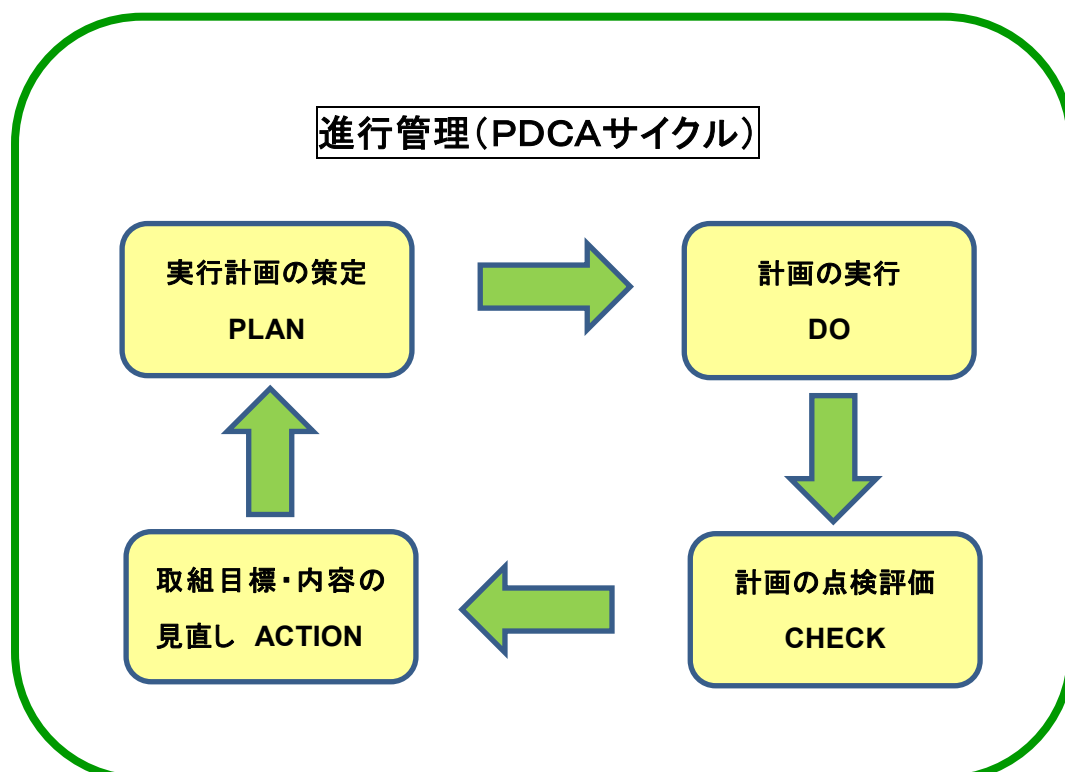
職員及び関係施設職員は、一人ひとりの取組により計画の目標が達成されることを意識しなければなりません。本計画の実行については、全職員が内容を理解し、目標達成のために、自ら率先して行動します。

## (2) 点検・評価・見直し・公表の手順

環境管理の事務局は、各課から報告を受けた燃料等使用量について集計を行い、本計画実行による基準年度に対する成果等を評価します。

事務局は、計画の進捗状況を示すほか、各組織での取組状況等について電子会議・回覧レポート等で情報交換を行い改善につなげます。効果が見られない取組や、実行に困難を伴う取組については計画内容の見直しを図ることとします。

計画の進捗状況、点検評価結果等については、ホームページ等で公表することとします。



## 【用語解説】

### ○3R（スリーアール）

Reduce リデュース（ごみの排出抑制、ごみを出さないように工夫する）、Reuse リユース（くりかえし使用する）、Recycle リサイクル（資源として再利用する）の3つの単語の頭文字をとった言葉。

### ○LED照明

発光ダイオードを利用した照明のことで、効率よく電気を光に変換でき、低消費電力。LEDは白熱電球のフィラメントのような消耗部分がないため、長寿命で、発熱量が少なく、照射面が熱くならず安全である。また、LEDの光は紫外線がほとんど出ないため虫が寄り付きにくく、物を劣化させないという特徴がある。

### ○エコドライブ

自動車で燃費のよい運転を心がけ、省エネルギー、地球温暖化防止に貢献するような運転を言う。

- ◇暖機運転は適切に行う。
- ◇ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ。
- ◇急加速急減速の少ない運転。
- ◇エアコンの使用を控えめにする。
- ◇アイドリングストップ
- ◇タイヤの空気圧をこまめにチェックする。
- ◇不要な荷物を積まない。

### ○温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>やCH<sub>4</sub>のほかフロン類などは人為的な活動により増加傾向にある。

### ○クールビズ・ウォームビズ

クールビズとは、環境対策などを目的とした衣服の軽装化を指す。環境省の公募による造語で、「涼しい」や「かっこいい」という意味のクール（Cool）と仕事・職業を表す

ビジネスの短縮形であるビズ（Biz）を組み合わせたもの。ネクタイや上着を着用せず、冷房設定を 28℃前後に設定することで地球温暖化対策や省エネルギーにつなげる。

ウォームビズは秋冬版で、過度な暖房に頼らず 20℃前後の温度でも暖かく動きやすいスタイルをいう。

## ○グリーン購入

商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択する購入方法。

## ○次世代自動車

次世代自動車とは、ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、低公害ディーゼル車がある。

## ○地球温暖化対策計画

「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき策定された。この計画では、排出量の 9 割弱を占めるエネルギー起源 CO2 のうち、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」は 2030 年度に 2013 年度比約 40%削減が目標とされている。

## ○日本の約束草案

2020 年度以降の地球温暖化対策に関する目標としてわが国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標。温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準（約 10 億 4,200 万 t-CO2）とされている。

## ○排出係数

温室効果ガスの排出量を算定するときに用いられる係数のこと。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている活動量（ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に排出係数を掛けて求める。排出係数は、地球温暖化推進法施行令で定められている。

## ○ハイドロフルオロカーボン

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンという。（フロンは人類が発明した、自然界には存在しない人工物質で、冷蔵庫などの冷媒に理想的な気体として開発された。）そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質である。

また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」という。HFCは塩素を持たないためオゾン層を破壊しない。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

## ○パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組み。主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれている。

## ○木質バイオマス

木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の代表的温暖化ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、二酸化炭素排出量を減らすことができる。

## 参 考 资 料



## 【参照条文等】

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）

第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

(二) 地方公共団体の措置に関する基本的事項

ア 温室効果ガスの排出の抑制等の施策

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じて、とるべき施策を判断し、きめ細かい地球温暖化対策を講ずる。

- ⑤ 地方公共団体の事務及び事業のうち、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な排出抑制等の措置を講ずるよう要請するものとする。

イ 地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画

地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体の実行計画」という。）の策定・公表等については、以下を基本とする。

- ① 地方公共団体は、本基本方針三に定める政府の実行計画の規定に準じて、地方公共団体の実行計画の策定、点検、公表等を行うものとする。また、その策定に当たっては、地域の自然的・社会的条件に応じ、創意工夫して行うものとする。なお、市町村は、その規模能力に応じて地方公共団体の実行計画を策定する。
- ② 地方公共団体の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等も含まれる。

三 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項

(一) 策定、変更及び公表

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府の実行計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、その案を公表し、閣議の決定を求めるとともに、閣議決定があったときは、遅滞なく公表しなければならない。

(二) 政府の実行計画に定めるべき措置の内容、当該措置により達成すべき目標等

ア 政府の実行計画に定めるべき措置の内容

① 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

低燃費、低公害車の購入、自動車の効率的利用、自転車の活用、エネルギー消費効率の高い機器の導入、用紙類の使用量の削減、再生紙などの再生品の活用、代替フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系エアゾール製品の購入・使用の徹底等

② 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

温室効果ガスの排出量の低減に資する素材の選択、温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入、冷暖房における適正な温度管理、太陽光利用等新エネルギーの有効利用、水の有効利用、周辺や屋上の緑化等

③ その他の事務・事業に当たっての環境保全への配慮

エネルギー使用量の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量等

④ 職員に対する研修等

職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供等

⑤ 計画の推進体制の整備と実施状況の点検

推進体制、点検体制の整備等

イ 当該措置により達成すべき目標

政府の実行計画の期間は五年間とし、当該計画には、それぞれの措置の目標とともに、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定めるものとする。

(三) 政府の実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）の公表

政府は、自らの事務及び事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を含め、当該計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じ、見直しを行うものとする。

## 矢巾町役場庁舎冷房機器稼働基準

平成 28 年8月2日

役場庁舎の冷房機器(以下「エアコン」という。)の稼働について、以下のとおり基準を設けます。

### ① 使用責任者について

使用責任者は、各課等の課長補佐又は係長とし、総務課で指名します。

### ② エアコンの稼働基準について

- i 天気予報で最高気温28℃以上が予想される日において、事務室内の温湿度計で計測して、気温28℃以上又は湿度60%以上を目安にエアコンを稼働します。
- ii 会議室については、明確な基準を設けませんが、稼働を希望する場合は、使用責任者が総務課管財係へ相談してください。
- iii 電力使用料は、町民センター内施設(町公民館、文化会館、旧保健センター、役場庁舎及び体育館)の使用により試算されるため、役場庁舎以外の施設で使用量が多い場合には、上記の条件が整った場合であっても、エアコンの使用を制限することがあります。

### ③ 各フロアの稼働について

- i 来庁者が多い1階の事務室を優先して稼働します。(風通しが悪い出納室(金融機関含む。)は、さらに優先します。)
- ii 2～4階の事務室は、温湿度や電気使用量(以下「状況」という。)を確認しながら順次稼働します。
- iii 2階の製図室、3階の印刷室のように機械の影響により熱がこもる場所や、特に除湿が必要な部屋については、条件を問わず稼働させる場合があります。
- iv 使用責任者(会議室の使用時を含む。)は、エアコンの効率化を図るために、窓を閉め、使用後は壁常設の個別操作機(以下「リモコン」という。)で停止してください。
- v エアコンを稼働する際は、照明や電気機器の使用を最小限に抑えてください。

### ④ エアコンの操作について

- i エアコンの稼働操作は、総務課管財係で行うこととします。ただし、停止については、リモコンで操作可能です。
- ii 状況に応じてリモコンで風向及び風量の調整を行ってください。

⑤ エアコンの基本設定について

設定温度	1 階 27℃ その他 28℃
風 量	3段階調整式又は2段階調整式
風 向	各箇所による
モ ー ド	冷房

※ ドライ機能も備え付けていますが、冷房機能より負荷がかかることから冷房のみの稼働 とします。

⑥ 稼働可能時間について

- i 基本稼働 平日の午前10時から午後5時まで
- ii 窓口延長日(毎週水曜日)に稼働した場合は、午後7時までとします。
- iii 会議等で夜間使用する場合は、総務課管財係に相談してください。
- iv 残業で使用する場合は、所属長の承認を受けてから、総務課管財係へ連絡してください。その際、業務内容及び業務終了予定時間を明確に伝えてください。
- v 週休日、祝日及び休日を使用する場合は、ivと同様とします。

⑦ 日直等の使用について

警備室及び宿直室のエアコンは、集中管理されていないため、設置のリモコンで操作可能ですが、節電に配慮するとともに、個々の体調を考慮しながら使用してください。

～地球環境や自然環境が適切に保全された、持続可能な社会をめざして～

発行 令和2年4月  
岩手県 矢巾町  
編集 岩手県 矢巾町 町民環境課 環境係  
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地  
電話 019-697-2111 (代表)  
FAX 019-697-3700  
<http://www.town.yahaba.iwate.jp>